

# 令和4年 第10回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第10回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年11月1日 午後2時～午後2時36分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
			14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (1名)	13 番	長 谷 川 宏		
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4	議案第1号	令和4年10月14日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について		
日程第5	議案第2号	土地の現況証明願書の交付について		
日程第6	議案第3号	美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)		
日程第7	議案第4号	農用地利用集積計画(案)について(令和4年11月7日公告予定分)		
7 事 務 局	事務局長 栗原行可 係長 佐藤衡一 主事 餌取歩巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 おはようございます。只今から、令和4年第10回美瑛町農業委員会総会を開会致します。
- 本日の会議には、長谷川委員から欠席の届出が提出されております。
- よって、本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。
- ご着席ください。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会 長 皆さんどうもご苦労さまです。また、第1班の方々はですね、現地確認ということで大変ご苦労さまでした。今日はですね、総会終了後、町長との懇談会ということになっております。
- 先日、皆さんから色々なご意見、ご質問を聞いてですね、上村部会長が中心となり、まとめさせていただきました。
- 今日はですね、本当に内々の懇談会と言ったら失礼なのですが、本当に忌憚のない意見をですね、皆さん、日頃思っていることを町長にちょっと聞いてみていただけたらと思っております。
- また、今日、長谷川委員が休みということで、長谷川委員からの案件もございますので、私のほうから説明をしたいと思っております。どうか今日、よろしく願いいたします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。
- 【無しの声】
- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに

決定いたしました。

- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、1番、荒川委員、9番、佐藤委員を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、令和4年10月3日、令和4年第9回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外12委員が出席しております。  
2番、10月17日、渡島管内の森町農業委員会視察来訪があり、意見交換会として、会長外8委員が出席しております。  
以上です。
- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 長 日程第4、議案第1号、令和4年10月4日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
- 議長 長 議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、一括して事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、令和4年10月4日に提出のあった、合意解約通知の成立状況の確認について。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知があった貸主、          さん。借主、          さんほか2件について、同法第18条第1項の但し書の規定に該当するかの審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示、字名、          、地番          ほか2筆、面積計46,579平米につきましては、貸主、          さんから、借主、          さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年10月4日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて売買される予定です。  
番号2番、土地の表示、字名、          、地番          ほか2筆、面積計23,756平米につきましては、貸主、          さんから借主、          さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年10月17日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて別の方へ売買される予定です。  
番号3番、土地の表示、字名、          、地番          ほか6筆、面積計43,110平米につきましては、貸主、          さんから、借主、          さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年10月17日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて、別の方へ売買される予定です。  
今回提出された3案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内に書面合意されている

るものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより、議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番から番号3番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。

○議 長 議案第2号、番号1番の件について、審議いたします。番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは議案第2号、土地の現況証明願の交付についてでございます。農地法関係事務処理要綱の規定に基づき、土地の現況証明願の提出がありました、■■■■さんほか2件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものでございます。

それでは、番号1番、土地表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、地目、登記簿畑、現況、非農地、面積1,022平米です。土地所有者は■■■■、■■■■さんで、申請者は■■■■、■■■■さんとなっております。農振農用地区域外、都市計画区域外ということでございまして、この土地につきましては農地としての利用は無く、もう既に宅地化されているため、地目の変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明があったとおりです。■■■■さんは、今年の夏ほどお亡くなりになり、■■■■さんは妻となります。今現在も、倉庫とか建っており、農用地の利用はないので問題ないと思います。どうかよろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。  
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 はい。今日の朝ですね現地確認した結果ですけども、ただいま事務局、また、地区担当委員さんの言われたとおりでございます。何ら問題はないかと思えます。ただ一部にですね、図面にはですね、畦が一部食い込んでいるような場所もありましたけども、そちらのほうは、当事者同士の問題ではありますが、この件についてはですね、何ら問題はないと思えますので審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、それでは番号2番。土地表示、字名、■■■■、地番■■■■ほか1筆、地目、登記簿、畑、現況、非農地、面積計20,056平米でございます。土地所有者及び申請者は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん、農振農用区域外、都市計画区域外となっております。この土地につきましては、既に山林化しており、農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であり、今回の現地確認調査班長であります■■■■委員から補足説明と合わせて報告をお願いいたします。
- 委員 はい。この土地につきましては、かなりもう40年50年ほど前から使用されておらず、また、美瑛川の縁ということで、台風などの水によってですね、護岸が削られたりとかして非常に条件が悪い土地となっております。何ら問題ないと思えます

ので、審議のほどよろしくお願いたしたいと思います。

- 議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、審議いたします。番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、それでは番号3番でございます。土地表示、字名、■■■、地番■■■■■一筆、地目、登記簿、畑、現況、非農地、面積計 15,050 平米でございます。土地所有者及び申請者につきましては、■■■■■、■■■■■さんでございます。農振農用地区域外で都市計画区域外となっております。この土地につきましても、既に山林化しており農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で終わります。

- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 この土地はですね、8月3日の総会の時に農振除外ということで、第1班で現地確認しているところでございます。傾斜でもあり、樹木が生えているということで、なんら問題はないかと思っておりますのでどうかご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長 ありがとうございます。  
番号3番の件について、現地調査の結果を、■■■班長よりお願いたします。

- 班長 はい。今、事務局の説明のあったとおりです。また、8月に現地確認をしておりますけれども、現状を見る限り、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。

- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に日程第6、議案第3号美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外の件を議題とします。

- 議 長 議案第3号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。それでは、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更の除外についてでございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、農用地区域の除外につきまして同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すもので審議をお願いいたします。

それでは番号1番でございます。字名、■■■■、地番■■■■  
■■■■のうち、面積が12.25平米となっております。登記簿現況ともに畑となっております。所有者は、■■■■の■■■■  
■■■■さんです。申請者が■■■■の■■■■でございます。除外の目的は、電気通信事業、携帯電話5Gというふう聞いておりますが、鉄塔施設の建設のための除外でございます。許可の理由としては農地法施行規則第15条1の第9項、農業振興地域制度に関するガイドラインの第16の1の④及び2の(1)の④、それから第19の3の(1)に基づくものとなっております。以上で説明を終わります。

- 議 長 議案第3号、番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■  
■■■■班長よりお願いいたします。

- 班長 はい、この件につきましても、今事務局のほうから説明のあったとおりでございます。携帯電話5G用の電波塔ということで非常に公共性も高い懸案でもありますので、審議のほどよろ

しくお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。  
これより、議案第3号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 続いて、議案第3号、番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、それでは番号2番になります。字名、■■■■、地番■■■■ほか2筆、面積計4,575平米になります。登記簿、田畑、現況、山林となっています。所有者及び申請者は、■■■■、■■■■さんでございます。除外の目的は、10年以上前から畑として使用しておらず、既に山林化しているということで、今後も農地利用が困難なための除外となっております。許可の理由といたしましては、農業振興地域制度に関するガイドラインの第16の1の④及び2の(1)のウに基づくものとなっております。以上で説明を終わります。

- 議長 議案第3号、番号2番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

- 平間班長 はい。今、事務局から説明ありましたけども、3筆のうちのですね、■■■■ですか。この件についてはですね、今朝、現地調査を行った結果ですね、まだ耕作地で耕作をしておられる。また、隣の畑と一体化しているということで、今回については、認められないという第1班の結果になっております。また、残りの■■■■の、この2か所については、長年、耕作されておらず森林化しております。それによりましてですね、今後も農地利用が困難と考えられますので、そちらの2か所については認めるということで1班のほうで確認しておりますので、皆様の審議をよろしく願います。



たしたいと思います。

○議 長 ありがとうございます。  
只今、■■■■班長より、一部の農地については、現在も耕作されている状況にあると現地調査結果の報告がありましたが、地区担当委員の■■■■委員より、只今の報告について何か意見はありますか？

○■■■■委員 ただいま説明のあったとおりで、■■■■■■■■■■は、一部耕作されているということで、■■■■さん本人にも聞きまして、今後も耕作しますということなので、除外することは無いってどうか、除外出来ないという判断だと思います。以上です。

○議 長 ありがとうございます。  
議案第3号、番号2番の件について、質疑に入りますが、只今、現地調査班長と地区担当委員より報告等があったとおり、3個所の地番のうち、1箇所については、一部の部分において、現在も耕作していると思われ、農振を除外するまで至ってないとのことでした。

○議 長 それを踏まえ、議案第3号、番号2番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号2番の件の採決については、地番毎に審議をしていきたいと思います。ご異議ありませんか？

【なしの声】

○議 長 それでは、議案第3号、番号2番の件の採決については、地番毎に審議をすることに決定いたしました。

○議 長 議案第3号、番号2番の件のうち、字名、■■■■、地番■■■■  
■■■■■■■■■■の箇所について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第3号、番号2番の件のうち、字名、■■■■、  
地番■■■■■■■■■■の箇所について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

## 【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号2番の件のうち、字名、■■■■、地番■■■■の箇所について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

## 【挙手無し】

- 議 長 挙手が過半数に満たないため、本件は否決されました。
- 議 長 それでは、続いて、議案第3号、番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。それでは番号3番になります。字名、■■■■、地番■■■■のうち、面積が950平米になります。登記簿、現況ともに畑、所有者及び申請者は、■■■■の■■■■さんでございます。除外の目的は農家住宅建設の敷地のための除外となっております。許可理由としましては、農地法施行規則第38条及び39条に基づくものとなります。以上で説明を終わります。

- 議 長 議案第3号、番号3番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

- 班長 ただいま、事務局の説明のとおりです。■■■■さんの息子さん、住宅を建てるといふことですので何ら問題はないといふことです。よろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。  
これより、議案第3号、番号3番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

## 【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

## 【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に、日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和4年11月7日公告予定分の件を議題とします。  
議案第4号、番号1番から番号9番までの件について、一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農用地利用集積計画案について、令和4年第9回令和4年11月7日公告予定分、[ ]さんほか8件、改善組合承認済みから、利用権の設定等、所有権の移転9件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番につきましては、賃貸地の売買です。番号1番、[ ]さんから、[ ]さんへの売買、畑3筆、46,579平米。4,680,000円で10アール当たり100,000円です。

番号2番につきましては、所有地処分に伴う売買です。番号2番、[ ]さんから、[ ]さんへの売買、畑3筆、78,390平米、6,500,000円で10アール当たり83,000円です。

番号3番から番号6番につきましては、北海道農業公社の買入れです。番号3番、[ ]さんから公益財団法人北海道農業公社への売買、畑3筆、80,405平米、6,754,000円で10アール当たり84,000円です。番号4番、[ ]さんから公益財団法人北海道農業公社への売買、田2筆、畑10筆、計103,031平米。11,015,000円で10アール当たり田157,000円、畑100,000円です。番号5番、[ ]さんから公益財団法人北海道農業公社への売買、畑12筆、76,536平米、5,358,000円で10アール当たり70,000円です。番号6番、[ ]さんから公益財団法人北海道農業公社への売買、畑6筆、55,648平米、4,560,000円で10アール当たり82,000円です。

番号7番から9番につきましては、保有合理化事業による5年間の賃貸借期間が終了し、北海道農業公社から売渡しになるものです。番号7番、公益財団法人北海道農業公社から[ ]さんへの売買、畑3筆、17,774平米、4,211,000円で10アール当たり237,000円です。番号8番、公益財団法人北海道農業公社から[ ]さんへの売買、田2筆、畑2筆、計15,003平米、2,500,000円で10アール当たり田183,000円。畑88,000円です。番号9番、公益財団法人北海道農業公社から[ ]さんへの売買、田2筆、畑4筆、計38,896平米、3,863,000円で10アール当たり田102,000円。畑73,000円です。

以上設定を受けるもの、9件3名6法人、設定をするもの9件6名3法人、田6筆60,153平米、畑56筆452,109平米、

計 62 筆 512,262 平米、以上で説明を終わります

- 議 長 これより、議案第 4 号、番号 1 番から番号 9 番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第 4 号、番号 1 番から番号 9 番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。  
以上をもちまして、令和 4 年第 10 回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 4 年 11 月 1 日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

荒 川 博 彦

美瑛町農業委員

佐 藤 千代志